- ○新制度では保護者からの申請を受けて市が国の定める基準に基づきこどもの年齢や保育の必要性を鑑みて、 次の区分にそれぞれ認定し学校教育・保育を提供することになります。
- ○認定区分について

年齢	認定 区分	保育の必要性	教育・保育の時間	利用できる施設 (下野市内)
3歳以上	1号	満3歳以上のお子さんで保育を必要とせず、教育の みを希望する方	教育標準時間	認定こども園
	2号	満3歳以上のお子さんで、保護者の就労等の「保育 を必要とする事由」に該当し、保育園等で保育を希 望する方	保育標準時間 (11時間利用)	保育園認定こども園
			保育短時間 (8時間利用)	
3歳未満	3号	満3歳未満のお子さんで、保護者の就労等の「保育 を必要とする事由」に該当し、保育園等で保育を希 望する方	保育標準時間 (11時間利用)	保育園認定こども園
			保育短時間 (8時間利用)	

[※]教育標準時間・保育短時間の利用時間は施設毎に定めています。

市内施設と認定区分一覧

施設名			認定区分		
			1号	2号	3号
認可保育園	公立	グリム保育園	_	0	0
		こがねい保育園	_	0	0
		しば保育園	_	\circ	0
		薬師寺保育園	_	0	0
		吉田保育園	_	0	0
	私立	あおば保育園	_	Δ	0
		わかくさ保育園	_	0	0
		わかば保育園	_	0	0
認定こども園	幼保連携型	むつみ愛泉こども園	0	0	0
		第二愛泉幼稚園	0	0	0
	幼稚園型	愛泉幼稚園	0	0	0
		野ばら幼稚園	0	0	0

^{△…3}歳になった年の最初の3月31日まで利用可能